



平成30年2月23日

各 位

会 社 名 リリカラ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 田 俊 之
(J A S D A Q ・ コード 9 8 2 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役専務執行役員 佐藤伸男
電 話 0 3 - 3 3 6 6 - 7 8 4 5

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係わる定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場している当社といたしましては、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年7月1日(日)

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第195条第1項の規定に基づき、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 後
第2章 株 式 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第2章 株 式 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

(3) 効力発生日

平成30年7月1日(日)

(ご参考)

平成30年7月1日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以 上